

## 緑保全創出地域の変更(案)一覧

地区名	面積 (ha)	緑保全創出地域		緑保全創出地域を変更する理由
		現在	変更後	
手稻曙西	28.5	里地地域	居住系市街地	区画整理事業による宅地造成が完了したことから、市街化区域に編入し、用途地域を第一種低層住居専用地域及び準住居地域に指定するため、居住系市街地に指定する。
曙11 - 2	8.0	里地地域	居住系市街地	穴ぬき市街化調整区域で地区計画制度を適用し、周辺の市街地と一体的に都市的土地利用を図っていくことから、周辺の地域に合わせて居住系市街地に指定する。
西岡公園西	4.6	里山地域	居住系市街地	民間による宅地開発が完了したことから、市街化区域に編入し、用途地域を第一種低層住居専用地域に指定するため、居住系市街地に指定する。
新川第8横通	0.03	里地地域	居住系市街地	市街化区域と市街化調整区域の境界線を都市計画道路の中心から札幌市道の中心に変更したことにより、市街化区域に編入し、用途地域を第一種低層住居専用地域に指定するため、居住系市街地に指定する。
清田・真栄	20.3	里地地域	居住系市街地	穴ぬき市街化調整区域で地区計画制度を適用し、周辺の市街地と一体的に都市的土地利用を図っていくことから、周辺の地域に合わせて居住系市街地に指定する。

緑保全創出地域変更箇所 位置図

